

# 市有財産売払説明書

## 【先着順公募】

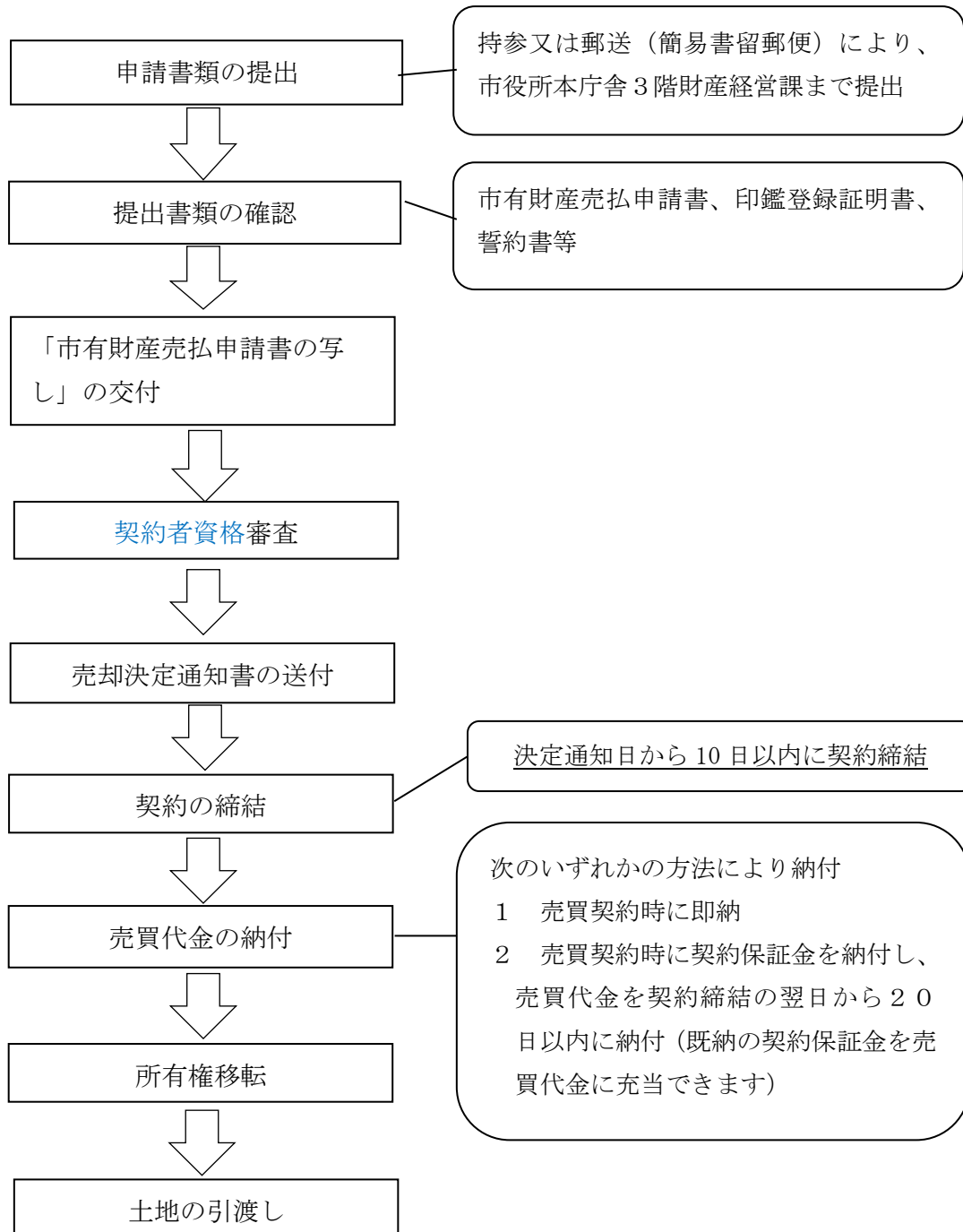
高 松 市  
財政局財産経営課

売払申請する方は必ず熟読してください。

令和2年11月策定



## 売払申請から引渡しまでの流れ



## 目次

### 先着順公募全般について . . . . .

- 1 売払物件 . . . . . 2
- 2 購入資格 . . . . . 2
- 3 申請方法等 . . . . . 3
- 4 売払相手方の決定方法 . . . . . 4
- 5 売買契約の締結 . . . . . 4
- 6 用途制限 . . . . . 5
- 7 所有権の移転 . . . . . 5
- 8 その他注意事項 . . . . . 5

### 各種様式及び記載例 . . . . .

- 市有財産売払申請書（様式1） . . . 6
- 誓約書（様式2） . . . . . 8
- 委任状（様式3） . . . . . 10
- 役員一覧（様式4） . . . . . 12
- 身分証明書（見本） . . . . . 14

売払物件や売払金額等については、高松市ホームページを御確認ください。  
また、本説明書や申請に必要な各種様式等についても、高松市ホームページからダウンロードできます。



高松市 未利用地



市有財産一般競争入札において落札されなかった物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、先着順公募により売払いいたします。

## 1 売払物件

売払物件及び売払価格等については、高松市ホームページを御確認ください。

※物件の詳細については、別紙物件調書を御覧ください。

## 2 購入資格

次の者は売払物件を購入することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者

注：施行令第167条の4第2項各号は、次のとおりです。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 地方自治法第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する職員である者

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

### 3 申請方法等について

#### (1) 受付開始

受付開始日については、高松市ホームページを御確認ください。

※ 売払物件について、売払価格その他の条件を変更して新たに一般競争入札に付す場合や、本市において公用又は公共用に供する必要が生じた場合等には、予告なく申請受付を中止することがあります。

#### (2) 申請方法及び提出書類

持参又は郵送（簡易書留郵便）により、次の書類を(4)の売払申請先まで提出してください。

<p style="text-align: center;"><b>① 個人の場合</b></p>	<p>ア 市有財産売払申請書（印鑑登録している印を押印）（様式1）</p> <p>イ 身分証明書（本籍地の自治体で発行） 14ページの見本を参照してください。</p> <p>ウ 住民票</p> <p>エ 誓約書（印鑑登録している印を押印）（様式2）</p> <p>オ 印鑑登録証明書</p>
<p>（代理人が申請する場合）</p>	<p>カ 委任状（印鑑登録している印を押印）（様式3）</p>
<p style="text-align: center;"><b>② 法人の場合</b></p>	<p>ア 市有財産売払申請書（印鑑登録している印を押印）（様式1）</p> <p>イ 法人登記事項証明書（現在事項）</p> <p>ウ 印鑑証明書</p> <p>エ 誓約書（印鑑登録している印を押印）（様式2）</p> <p>オ 役員一覧（様式4）</p>
<p>（代表権のある者以外の者が申請する場合）</p>	<p>カ 委任状（印鑑登録している印を押印）（様式3）</p>

（注意）身分証明書、法人登記事項証明書、印鑑（登録）証明書は、**交付の日から1か月以内のもの**を添付してください。

※共有で参加する場合は、共有者全員の印鑑が必要となります。

=身分証明書について=

身分証明とは、法律行為を行う能力や財産を管理する能力があること、また経済上の信用状況を証明するものです。

具体的には「禁治産者」「準禁治産者」「後見の登記」「破産宣告（破産手続開始決定）」の通知を受けていない事です。

身分証明書は、本籍地の市区町村に請求してください。

※ 一般に身分証明書として利用されている免許証などではありませんので、特に御注意ください。

(3) 受付時間

持参による方法：午前9時から午後4時まで

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付はいたしません。

郵送による方法：配達時間に関係なく、本庁舎に到達した日を、受付日とします。

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に、本庁舎に到達した場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日を受付日とします。

(4) 売払申請先・お問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 財政局 財産経営課（高松市役所 本庁舎3階）

TEL 087-839-2270（直通）

#### 4 契約相手方の決定方法

- (1) 原則、最初に売払申請を受け付けられた方を契約予定者とし、受付時に、受付日及び受付番号を記載した「市有財産売払申請書の写し」を交付します。また、下記(3)の審査期間中に、次点の方から売払申請があった場合については、次点であること了承していただければ、申請受付を行います。
- (2) 同一の物件に対し、同一の日に複数の売払申請を受け付けた場合は、抽選により契約予定者を決定します。抽選の方法については、あみだくじにより行うものとします。抽選を行う日時及び場所については、後日、本市から通知しますので、申請者本人又はその代理人の方の参加をお願いします。また、抽選に参加する方は、売払申請書の写し及び委任状（代理人が抽選に参加する場合）を持参してください。
- (3) 契約予定者については、提出書類により、購入資格を満たしているか審査します。その際、香川県警察本部宛に暴力団等の該当性がないか照会します。購入資格を満たしていると確認された方を契約者として決定し、その方に対し、市有財産売却決定通知書により通知します。
- (4) 売却決定通知後、次点の方については、原則、提出書類を郵送により返戻します。ただし、くじ引きにより次点となった方については、審査の都合上、提出書類を返戻しませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 5 売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結は、前項の通知書に記載された通知日から起算して10日以内にしなければなりません。
- (2) 契約者は売買契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。ただし、売買契約の締結と同時に売買代金を即納する場合は、契約保証金は不要です。

- (3) 契約者が契約に定める義務を履行しないとき、市長は売買契約を解除することができ、納付済みの契約保証金は本市に帰属することになります。
- (4) 契約保証金は、その受入期間について、利子は付しません。
- (5) 契約者は、契約締結の翌日から起算して20日以内に、売買代金の全額を納付しなければなりません。なお、既納の契約保証金を売買代金に充当できます。
- (6) 印鑑証明書等の発行手数料、所有権移転登記にかかる登録免許税等の契約に要する費用は、契約者の負担とします。

## 6 用途制限

- (1) 契約者は、売買物件を契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (2) 契約者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
- (3) 契約者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。

## 7 所有権の移転

- (1) 売買物件の所有権は、契約者が売買代金の全額を納付した時に移転します。所有権の移転までの間、物件の使用はできません。
- (2) 所有権移転登記は、売買代金の完納後、本市において行いますが、その際、登記に必要な登録免許税その他の費用は、契約者の負担となります。

## 8 その他注意事項

- (1) 先着順公募の実施及び契約の締結は、地方自治法、施行令及び本市の定める規則など法令等の定めるところによるもののほか、この説明書に基づき行います。
- (2) 現地説明は実施しません。購入を御希望の方は事前に現地の確認及び諸規制の状況等の調査を必ず行ってください。
- (3) 売却する市有財産は、現況の状態での引渡しとなりますので、購入者において現地調査を十分実施する等現況を十分把握した上で、売払申請してください。
- (4) 売却する市有財産の法令等に基づく制限や不動産取得税等については、売払申請者において事前に各関係機関に直接お問い合わせください。
- (5) 共有で売払申請を行われる方や外国人が物件を御購入される場合は、別途、財産経営課までお問い合わせください。



(様式1)

受付番号※	
-------	--

受付印※	
------	--

令和 年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住所  
(電話番号 )

氏名 実印

## 市有財産売払申請書

次のとおり、市有財産を売払いくださるよう申請します。

### 記

#### 1 売払申請物件

物件番号	所在地	地目	地積
			m <sup>2</sup>

#### 2 注意事項

- ① 申請者が個人の場合は印鑑登録証明書、住民票及び誓約書を添付してください。
- ② 申請者が法人の場合は印鑑証明書、法人登記事項証明書（現在事項）、役員一覧及び誓約書を添付してください。
- ③ 申請者を共有名義とする場合は、申請者欄に共有名義者全員の住所、氏名及び持分比率を記載し、共有名義者全員の印鑑登録証明書、住民票及び誓約書を添付してください。
- ④ ※印の「受付番号」及び「受付印」は、記入しないでください。

記載例

(様式1)

受付番号※	
-------	--

受付印※	
------	--

(申込み日を記入)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高松市長

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇  
 (電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 )

氏名 <sup>たか</sup>高 <sup>まつ</sup>松 <sup>た</sup>太 <sup>ろう</sup>郎 実印

市有財産売払申請書

次のとおり、市有財産を売払いくださるよう申請します。

印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおり記入  
 ふりがなを記入してください。

記

1 売払申請物件

物件番号	所在地	地目	地積
〇	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇	〇〇	〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>

2 注意事項

- ① 申請者が個人の場合は印鑑登録証明書、住民票及び誓約書を添付してください。
- ② 申請者が法人の場合は印鑑証明書、法人登記事項証明書（現在事項）、役員一覧及び誓約書を添付してください。
- ③ 申請者を共有名義とする場合は、申請者欄に共有名義者全員の住所、氏名及び持分比率を記載し、共有名義者全員の印鑑登録証明書、住民票及び誓約書を添付してください。
- ④ ※印の「受付番号」及び「受付印」は、記入しないでください。

(様式2)

## 誓 約 書

私は、市有財産の売払申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しない者です。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者と認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
  
- 2 私は、市有財産の売払者として決定された後において、前項に規定する事項に反する事実が判明した場合は、当該売払者としての決定を取り消され、売買契約を締結しないこととされても、一切の異議、苦情を申し立てません。
  
- 3 私は、市有財産の売払申請にあたり、「市有財産売払説明書」の内容、売払物件の現況及び売払物件に係る関係諸規制を十分に把握した上で申請しますので、後日、これらの件について高松市に一切の異議、苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印

(宛先) 高松市長

記載例

(様式2)

誓 約 書

私は、市有財産の売払申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しない者です。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者と認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- 2 私は、市有財産の売払者として決定された後において、前項に規定する事項に反する事実が判明した場合は、当該売払者としての決定を取り消され、売買契約を締結しないこととされても、一切の異議、苦情を申し立てません。
- 3 私は、市有財産の売払申請にあたり、「市有財産売払説明書」の内容、売払物件の現況及び売払物件に係る関係諸規制を十分に把握した上で申請しますので、後日、これらの件について高松市に一切の異議、苦情を申し立てません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申込み日を記入)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇

氏 名 高 松 太 郎

実印

(宛先) 高松市長

※ 共有名義で入札される場合、共有者それぞれ1枚ずつ提出してください。

(様式3)

# 委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 高松市長

委任者 住 所  
(所在) \_\_\_\_\_  
  
氏 名  
(会社名、代表者氏名) \_\_\_\_\_ 実印

私は、下記の者を代理人と定め、市有財産の売払申請及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人 住 所  
(所在) \_\_\_\_\_  
  
氏 名  
(会社名、代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印

## 委 任 事 項

1 下記物件の売払申請及びこれに関する一切の件。

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m <sup>2</sup>

※ (注意事項)

- ・委任者は実印を捺印し、印鑑（登録）証明書（発行より1か月以内のもの）を添付してください。

記載例

(様式3)

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(委任した日を記入)

(宛先) 高松市長

委任者 住所 高松市〇〇町〇〇番地〇〇  
(所在)

氏名 高松太郎  
(会社名、代表者氏名)

実印

私は、下記の者を代理人と定め、市有財産の売払申請及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人 住所 高松市〇〇町〇〇番地〇〇  
(所在)

氏名 高松次郎  
(会社名、代表者氏名)

印

委任事項

- 1 下記物件の売払申請及びこれに関する一切の件。

物件番号	所在地	地目	地積
〇	高松市〇〇町〇〇番〇〇	〇〇	〇〇 . 〇〇 m <sup>2</sup>

※ (注意事項)

- ・委任者は実印を捺印し、印鑑（登録）証明書（発行より1か月以内のもの）を添付してください。

(様式4)

## 役員一覧

商号・名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載してください。

記載例

(様式4)

役員一覧

商号・名称	香川株式会社			
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(タカマツ タロウ) 高松太郎	M・T・ <u>S</u> ・H 20・5・22	男	高松市〇〇町〇〇番〇
取締役	(タカマツ ジロウ) 高松次郎	M・T・ <u>S</u> ・H 40・11・20	男	高松市△△町□□番□
監査役	(タカマツ ハナコ) 高松花子	M・T・ <u>S</u> ・H 50・6・1	女	高松市◇◇町〇〇番〇
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		
	( )	M・T・S・H .		

※ 法人の役員について記載してください。



身分証明書の見本

(本籍地の市町村で発行)

# 身 分 証 明 書

本 籍

本人氏名

生年月日

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2. 後見の登記の通知を受けていない。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

〇〇市長

〇 〇 〇 〇

印

◆ お問い合わせ先 ◆

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 財政局 財産経営課

電 話 087-839-2270

F A X 087-839-2166

H P <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

Eメール [zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp](mailto:zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp)